全大教

全国大学高専教職員組合 発行所
Faculty and Staff Union of Japanese Universities
毎月1回10日発行（1部30円） 組合員の購読料は組合費に含まれています

第297号 2014年3月10日
全大教のホームページ http://www.zendaikyo.or.jp
◆全大教の紹介
◆大学・高等教育に関する情報など
◇情報の提供やお問い合わせは全大教情報宣伝部まで
Eメール〈josen@zendaikyo.or.jp〉

〒110-0015 東京都台東区東上野六丁目1番7号 MSKビル7階
TEL 03(3844)1671／FAX 03(3844)1672

文科省会見を実施（2月26日）

政府予算、国立大学改革プラン、年俸制、ガバナンス改革等をめぐり
～ 年俸制、未だ詳細明らかにならず

政府・文部科学省は、昨年11月に「国立大学改革プラン」を発表し、12月の政府予算案では運営費交付金の大学改革促進係数による基盤的経費の削減を強いつつ、プランにしめされた「改革」に多くを振り向けるものとなっています。

「要望書」を豊岡 国立大学法人支援課課長（左）に渡す森戸中央執行副委員長（右）

「国立大学改革プラン」では、「人事・給与システムの弾力化」として年俸制の導入が、「改革加速期間」（２０１５年度末まで）に全国で1万人の数値目標を伴って謳われています。

また、中教審大学分科会は、2月12日に「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」を決定しました。

こうした状況を受け、全大教は2月26日に文部科学省との会見を実施しました。

対応者は豊岡国立大学法人支援課長ら。全大教側は森戸副委員長ら9人でした。

「大学改革一辺倒」の政府予算

国立大学法人運営費交付金の総額は、臨時給与減額相当分の戻し分６２９億円増を含む３３１億円増の１兆１，１２３億円です。

特別運営費交付金の中に、「学長のリーダーシップ特別措置枠」や「年俸制導入促進費」などの改革促進のための項目が並んでいることがあらためて明らかになりました。国立大学改革強化促進事業１８６億円と相まって、「改革」へ強く傾斜したものとなっています。

「国立大学改革プラン」の年俸制の導入、詳細明らかにならず

年俸制導入に関して、全大教から、「個別教員の労働契約の切り替えということになる、目標人数を法人に押し付ける形で設定させると労使紛争につながる、丁寧な適切な説明が必要」、としました。

「年俸制導入促進費」（24億円）の制度の枠組みについて激しいやり取りがありました。現段階で全大教として、生涯賃金の額が適切に保障されるのか、ということについて十分な確信を得る回答が得られませんでした。今後、あらためて説明を受ける機会を作り、詳細を明らかにしていきます。

教授会自治の破壊、暴走する学長・執行部を止められない仕組みの導入「大学ガバナンス改革」

文科省は「中教審で方向性が示されたので、行政としては課題とされたことについて今後内部で検討していくこととなる」として、法令改正等の詳細については明らかにしませんでした。今後の見込みとして、法令改正を今国会に提案するのであれば、3月半ばに法案をまとめる日程になるであろうとの見通しをしめしました。

有期雇用教員等の無期転換権獲得は10年必要

「研究開発力強化法の一部『改正』」労働契約法の趣旨を損なわないように運用を

研究開発力強化法の一部「改正」によって有期雇用教員等の無期転換権獲得は10年必要とされた件について、文部科学省は「各法人等からの問い合わせに対しては、平成24年の労働契約法改正の趣旨を損なわないよう対応をと回答している」と、明らかにしました。

電気通信大学 2月17日（月）

未払い賃金請求訴訟を提訴 －日本の教育を守るために我々は闘うことにした

2月17日(月)、電気通信大学に働く教職員（組合員）で構成する未払い賃金等請求訴訟原告団５人は、東京地方裁判所立川支部に提訴し、同日11時から立川市役所にて記者会見を行いました。

会見で、弁護団を代表し平和元弁護士は、給与規程および退職手当規程の変更が労働契約法に反し無効であり、改定前と改定後の差額分と退職金３８１万円を含む１２３万円を大学請求するものであるとしました。その理由として、国家公務員の給与減額を契機とし、国（文科省）が大学法人に対して要請という形を取りながら労使関係に介入し、これを受け大学は、労働基本権のある教職員組合や教職員に対し、何ら合理的説明をすることなく、かつ合意なく国と同様の給与減額を押しつけたものであるとし、労働契約法第９条、10条に違反すると述べました。

また、山本野人原告団長からは、提訴した理由について、国が大学に対して責任をなすり付けていること、そしてこの間給与減額、退職金に続き、55歳以上の昇給停止、現給保障廃止、福利厚生の後退など労働条件、生活条件の改悪が続いていること。これに対し、もう黙っていてはいけない、こんなことをしていたら日本の教育が駄目になる、国民のみなさんと共に闘っていこうと思い、教職員組合や全大教の支援を受け提訴したと訴えました。

続いて、全大教の長山泰秀書記長からは、全国的な運動方針として訴訟を提起し、現在10組織の組合が母体となり、５２３人が原告として立ちあがっているという報告がされました。記者からは、給与減額と震災予算措置との関係、他大学の減額緩和措置などについての質問があり、記事は翌18日付読売、朝日新聞に掲載されました。

（職組委員長　水谷 孝男）

今月の紙面

◆単組からのレポート
・信州大学「アクションを起こすのが組合の役割」
・富山商船高専「教職員の多忙化緩和に力を注ぐ」
◆わたしもひとこと 3面
◆病院協議会2014総会を開催
◆高専協議会「都労委・救済命令要請中」
◆春季・新歓期合同地区別単代会議報告 2面
◆論壇「JAL不当解雇撤回裁判について」
顧問弁護士 今村幸次郎氏
◆ひとシリーズ：北教大札幌校 佐々木胤則 氏
◆Activity 海事職員
大島商船高専 岩崎 寛希 氏 4面